

「工事書類作成の手引き」改定のポイント

1 工事書類の更なる簡素化に向けた改定

(1) 工事書類の提出方法（紙と電子）の明確化

「紙と電子の二重納品」を解消するため、以下の項目を規定。

- ①電子納品対象工事の工事書類の提出方法を明確化。なお、工事写真については紙と電子の両方の提出が原則。（p 5）
- ②電子納品に係る受発注者間の事前協議の徹底について記載。（p 5）
- ③工事写真についてダイジェスト版の取扱いを変更。ダイジェスト版の提出は大規模工事において、受発注者間の事前協議により決定。（p 35～36）

(2) 「提出を要しない書類」を提出させないしくみ

- ①「提示する書類」を提出させないことを徹底するため、工事打合簿や書類の余白に提出根拠(共通仕様書第〇条に基づき、等)を記載。（p 4）
- ②提示書類の作成手間を軽減するため、納品伝票等の提示方法を例示。（p 5, 40）

(3) 小規模工事の施工計画書の簡素化

小規模工事（契約金額 250 万円未満の工事）における施工計画書の作成手間を軽減するため、以下の項目を規定。

- ①施工計画書の記載項目・内容を簡素化。（p 28）
- ②上記①を反映した「施工計画書の作成例（小規模工事：契約金額 250 万円未満の工事）」を追加。（p 62～71）

(4) 施工プロセスチェックの実施時期の記載

- ①施工プロセスチェックを確実に実施し、検査前に集中している業務低減や書類検査の時間短縮を図るため、施工プロセスチェックの実施時期を追記。（p 40～41）

2 工事関係書類一覧表（案）に河川、砂防及び道路工事に必要な書類を追加

河川工事、砂防工事及び道路工事のみで必要となる工事関係書類を「4. 工事関係書類一覧表（案）」に追加。（p 20～23）